

# なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

## 埼玉消費者被害をなくす会 第4回総会が開催されました

6月28日(木)10:45~12:30、埼玉会館 3C会議室において特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会第4回総会が61人(表決権総数37票、実出席10、委任表決2、書面議決18)の出席で開催されました。

### 来賓挨拶

山崎悦子常務理事の司会で始まり、議長に永田康子常務理事、議事録署名人に池本誠司さん・久慈美知子さん(個人正会員)を選出、書記に新開樹子さん・佃和代さん(なくす会活動委員)を任命してすすめられました。

会を代表して、石川祐司理事長から「最近おこった偽装事件なども広義の消費者被害という意味で、社会システムの向上強化が必要です。6月に施行された消費者団体訴訟制度についてなくす会でも適格消費者団体として認定を受けるよう準備中です。会員としてご協力をお願いしたい。」との挨拶がありました。

埼玉県県民・消費生活課副課長の根岸秀夫様からの「消費者問題の原点ともいえる消費者被害の未然防止の実現に向けて活動を積極的に進めていただいていることを感謝します。県としても悪徳業者対策を強化しています。県民が安全で安心して暮らせるようになくす会の活躍を期待します。」とのご挨拶いただきました。



▲石川理事長の挨拶

### 議案審議

議長から、本総会は定数を満たし、成立しているとの報告が行なわれた後、伊藤恭一専務理事から、第1号議案の提案を行い、針生圭吉監事からの監査報告がありました。続いて第2号議案の提案が伊藤専務理事より、第3号議案の提案が議長より行われました。

引き続き議案ごとに正会員による採決が行なわれ、全ての議案が賛成多数で承認されました。続いて、活動委員会の2006年度の活動について笠原朝子さんから報告があり、伊藤専務より今年度の事業計画と会計収支予算の報告と今年度の活動委員26人を紹介しました。

### 記念講演 『全国の適格消費者団体をめざす組織の状況と消費者機構日本の取り組み』

講師：磯辺 浩一氏 (消費者機構日本理事・事務局長)

《講演概要》 全国で8団体が適格消費者団体をめざしています。6月7日現在で届け出たのは、2団体(消費者機構日本、消費者支援機構関西)、今後申請を予定しているのが6団体で、他に岡山、北海道、沖縄でも検討の動きがあります。消費者機構日本では消費者被害情報収集として『電話110番』を2回実施したほか、是正申し入れが11件、公開学習会などをおこなっています。

### 特別報告『割賦販売法の課題』

報告者：池本誠司氏 (埼玉消費者被害をなくす会副理事長・弁護士)

磯部氏による記念講演

《概要》 富士見市の悪徳リフォーム業者の被害により検討が始まりました。今回の「割賦法の一部改正について」は、クレジット取引に係る課題の対応策を具体的に検討したものを中間整理したもので、課題は残されましたが一步前進しています。

今後もこの問題について学習会などを企画していきますので、ご協力をお願いします。



# 消費者のための割賦販売法大改正のために！

～悪質商法被害を防止する為、安全なクレジット制度の実現を！～

「割賦販売法」は月賦やクレジット等の消費者信用に関する消費者の保護を目的として制定された法律です。現在の法律では、顧客の支払能力を無視したクレジットによる被害（次々販売）が後を絶ちません。

クレジットを利用した悪質商法は以前からありましたが、近年、高齢者や障害者を狙ったリフォーム工事等や布団や呉服の次々販売、暴力団の資金源とされている絵画レンタル商法等によるクレジット被害が続発し、かつ深刻化しています。

具体的には、カードを利用せずに商品を購入する毎に契約書を作成するタイプのクレジットでリフォーム詐欺のような悪質商法はほとんどがこれを利用しています。取引高では約2割に留まる契約書型（個品方式）クレジットが苦情相談件数の約8割を占めています。

## 現在のクレジット被害の実態

### ・ クレジット過剰与信被害

消費者の支払能力を無視して次々販売を実行。  
数千万円に上るほどの大量契約の被害も。  
クレジットで次々と購入させられ、生活を破壊された被害者はたくさんいます。

### ・ 悪質商法を助長するクレジット

クレジット会社が悪質な販売方法をチェックしないでクレジットを使わせている為悪質業者や暴力団に詐欺の手段として利用される被害が後を絶ちません。



## 割賦販売法改正へのうごき

経済産業省から6月27日に中間整理案が発表され、秋には「割賦販売法」改正の方向性が示され、来年の通常国会に改正案が提出される予定です。しかし、審議会での議論状況をみると、実効性のある法改正にはまだまだハードルが高い状況です。

そこで「消費者の為の割賦販売法改正実現全国会議」が6月26日に発足され、割賦販売法改正に向けた中間報告への1万人の意見提出、100万人の署名、地方議会の請願採択要請などに取り組んでいます。

## 法改正への要望点

\*クレジット会社の共同責任を！

過剰与信を防ぐための具体的な法定化

違反した場合の行政規制や既払金返還などの民事責任の導入など

提携先加盟店への調査義務の法定化

\*サラ金業者のクレジット業務参入と契約型クレジット事業の開業規制を！

\*割賦販売法の適用対象を①マンスリークリアー含めた一括払方式も②指定商品性を廃止に

→ これらの点が盛り込まれていけば、実効性のある法案になります！

## 法改正に向けた中間整理案への

# パブリックコメントの提出をお願いします！

これ以上、深刻なクレジット被害が繰り返されないようにするために、クレジット会社と販売業者との共同責任を認めることや次々販売に対する実効的な規制を設けることなどの抜本的対策が盛り込まれるよう審議会、国会審議などに意見を反映させる働きかけが必要です。

実効性のある法案にしていくために、より多くのパブリックコメントを提出し、運動を盛り上げていきたいと思っております。

内容は以下の文案を参考に（簡単に要点のみでもOKです）  
下記提出先へFAXか郵送・メール（経産省HPより）にて  
7月31日必着でお願いします。

**個人でも団体でも、  
できるだけ多くの提出  
にご協力を！**

### 産業構造審議会割賦販売分科会中間整理に対する意見

安心・安全なクレジット制度の実現のためには、以下のことが必要だと思っております。

絶対に、「割賦販売法」の抜本的な改正をして下さい。

- 1 クレジット会社の既払金返還を含む無過失共同責任を明文で定めること
- 2 具体的な過剰与信基準(総量規制)を法律で定め、違反した場合には民事効を規定すべきこと
- 3 マンスリークリア方式を含めて適用対象に加えること
- 4 個品式クレジット業者の登録制と行政規制の対象とすること

提出先： FAX 03-3501-6198

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務情報政策局商務流通グループ取引信用課 パブリックコメント担当 御中

## クレジット被害をなくするための 法改正を求める請願署名にご協力を！

悪質商法被害が増え続け深刻化している状況の中、消費者の生活を守る上で多くの方に賛同いただける取り組みと考え、クレジット被害をなくするための法改正を求める請願活動署名に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

可能な範囲で要請にお応え下さいますようよろしくお願い申し上げます。

※配布用の署名用紙(請願用紙)は、NPO法人 埼玉消費者被害をなくす会

または埼玉弁護士会へご連絡ください。署名用紙(請願用紙)→コピーしてご使用いただいても大丈夫です。都道府県名からご記入ください。

※集約について

集約した署名用紙(請願用紙)は、NPO法人 埼玉消費者被害をなくす会へ郵送かお持ちください。毎月月末集約を行ない、10月末日で1次締切りとします。

## 第6回検討委員会 開催

埼玉消費者被害をなくす会では事案の検討と活動委員会の支援のため、検討委員会を立ち上げ、弁護士、消費生活相談員を中心に検討を行っています。

【5月検討委員会】 5月28日(月) 17:45~19:40

参加 15人(なくす会理事 4人、弁護士 5人、消費生活相談員 7人、事務局 4人)

《検討事項》

1. 適格消費者団体認定に向けて準備を進めていることを報告し、今後の課題が会員数の増員と申し入れ活動等の実績であることをお知らせしました。
2. チェックリストを活用した活動委員会取り組みについて報告をおこないました。
  - ① 貸住宅退去時の原状回復義務について
  - ② 「ダイエット食品」について
  - ③ 「低アルコール飲料」について

次回の検討委員会は7月25日(水)17:30~ 埼玉県生協連会議室

## 情報をお寄せください

「退去するときに、畳の張替えまで借りている方が負担する契約って不当では？」

「塾をやめてもすでに払っているお金がもどってこない！」

「必ずやせる！などの広告の表示はいいの？」と思った事例があなたのまわりがありましたら、埼玉消費者被害をなくす会までお知らせください。

身の回りにある不当と思われるような事例をとりあげ、検討をおこなっていきます。

当会では、定款改正や業務規定の整備などの準備をすすめています。適格消費者団体認定の条件のひとつに社員(正会員)100人以上という要件があります。

是非、正会員としてご登録いただき、埼玉消費者被害をなくす会の活動への支援をお願いいたします。 個人正会員 年会費1口 5000円

詳細は事務局まで、お問い合わせください

さいたま市浦和区岸町7-11-5(県生協連内) 埼玉消費者被害をなくす会

TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973

### 【理事会報告】

《2006年度第7回 2007年6月28日(木)》

報告：第6回検討委員会報告(5/28) 第7回検討委員会(7/25)、会員状況について報告しました。

審議：第4回総会の進行、適格消費者団体に向けた準備、割賦販売法改正を求める取り組みについて審議しました。

\*商品事故・契約トラブルにあったときは、最寄りの消費生活支援センターへ相談しましょう。

埼玉県消費生活支援センター(埼玉県生活科学センター内)

TEL 048(261)0999

埼玉県消費生活支援センター 川越 TEL 049(247)0888

〃 消費生活支援センター 春日部 TEL 048(734)0999

〃 消費生活支援センター 熊谷 TEL 048(524)0999

\*お住まいの市町村にも、消費者相談窓口があります。詳しくは役所にお問い合わせ下さい。

